

令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スタートアップが行う革新的な技術やビジネスモデルに基づいた地域経済の成長及び社会課題解決の原動力を生み出す事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、本市におけるスタートアップの集積及び拡大を図り、もって市内経済の基盤強化及び発展に資するため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スタートアップ 次のいずれかの要件を満たす者をいう。

ア 国、県、市町村、大学等が主催又は、後援するスタートアップイベント等に参加し、表彰などの実績を有すること。

イ 創業にあたり、大学、公設試験研究機関等の研究成果を活用していること。

ウ 創業にあたり、県、県内市町村、県内の事業化支援機関等が実施する事業化支援を受けていること。

エ 大学発スタートアップ又は大学発ベンチャーの認定を受けていること。

オ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会にVC会員又はCVC会員として登録されている企業・団体等からの出資により、第三者割当増資を行っていること。

(2) 市税等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるものをいう。

ア 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

イ 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、開業若しくは法人設立を予定しており、又は開業等の届出に係る開業の日若しくは法人設立の登記日から5年未満であるスタートアップであって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市内に本社又は主たる事業所を有していること。

(2) 令和4年度及び令和5年度において納付すべき市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される

補助金等の額を控除した額の3分の2に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 経費の内訳が分かる見積書等
- (4) 申請者の直近事業年度分の決算報告書又はそれに類するもの（開業又は法人設立後に第1回目の決算期を迎えていない場合を除く。）
- (5) 発行後3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、法人届出書の写し（所轄税務署に受付されたことを確認できるものに限る。）又は開業届等の写し
- (6) 第2条第1号に規定する要件のいずれかに該当することを明らかにする資料

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額の相互間における20パーセント以内の増減の場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (5) 補助事業により取得した機械、器具及び設備のうち取得価格が1件当たり500,000円（税抜）以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却

資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して20日を経過した日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及び設備についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、処分制限財産の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、処分制限財産とする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、令和6年度弘前市スタートアップ創出支援事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して、30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の補助事業について適用する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費及び職員旅費（マーケティング調査、販路開拓、設備導入及び試作開発に係る技術習得を目的とするものに限る。）
その他事業費	調査・マーケティング費、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作に係るものに限る。）、委託費、外注費、産業財産取得維持費（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、販路開拓に資する認証取得に要する経費、大学・研究機関等との共同研究費、人材育成費、イベント開催・出展費、広告宣伝費（インターネット広告、ウェブサイト構築・拡充等を含む。）、旅費交通費及び雑費

備考 職員旅費は国内外に旅行する際に要する交通費、宿泊費及び日当とし、1人当たりの額については、市課長級職員の例により算出した額以内の額とする。